大分大学学生・留学生支援委員会規程

令和２年８月２４日制定
令和２年規程第５４号

（趣旨）

第１条　この規程は，大分大学学則（平成１６年規則第８号）第１０条第２項の規定により，学生及び留学生の支援に関する事項を審議するために設置する大分大学学生・留学生支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）　学生（短期交換留学生を含む。以下同じ。）の奨学支援、相談及び課外活動支援に関する事項

（２）　学生の寮及び福利厚生施設に関する事項

（３）　学生の安全及び健康に関する事項

（４）　前三号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関する事項

（５）　その他学生の支援に関し必要な事項

（構成）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）　学長が指名する理事

（２）　学長が指名する学長特命補佐

（３）　各学部学生生活委員長

（４）　学生支援センターの教員　１人

（５）　国際教育推進センターの教員　１人

（６）　保健管理センターの教員　１人

（７）　学生支援部長

（８）　学生支援部学生・留学生支援課長

（９）　医学・病院事務部学務課長

（１０）　その他委員長が必要と認める者

２　前項第４号から第６号まで及び第１０号の委員は，学長が指名する。

（任期）

第４条　前条第２項の委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

２　欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長が欠けたとき，又は事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第６条　委員会は，委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

２　委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数の場合は，委員長の決するところによる。

（議事の特例）

第７条　前条第１項の規定にかかわらず，委員長が，定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で，書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは，議事を開き，議決することができる。

２　前項の議事については，前条第２項の規定を準用する。この場合において，「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

３　第１項の場合において，委員長は，当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

（代理出席）

第８条　委員長は，委員が都合により出席できないときは，委員からの申出により，代理者の出席を認めることができる。

（委員以外の者の出席）

第９条　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

（役員会等への付議）

第１０条　委員長が必要と認めるときは，第２条各号の審議事項について，役員会，経営協議会又は教育研究評議会に付議するものとする。

（専門委員会）

第１１条　委員会に課外活動に関する専門的な事項を検討するため，大分大学課外活動専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

２　専門委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（事務）

第１２条　委員会の事務は，学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

（雑則）

第１３条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，令和２年８月２４日から施行する。

附　則（令和３年規程第４０号）

この規程は，令和３年１１月３０日から施行する。

附　則（令和７年規程第３６号）

この規程は，令和７年３月２４日から施行する。